

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">II 記載要領及び留意事項</p> <p style="text-align: center;">関税法関係</p> <p>関税の加算税賦課決定通知書（内国消費税等の加算税賦課決定通知書兼用） （C-1045）</p> <p>関税の加算税賦課決定通知書の記載要領は、次による。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 通知書左上の宛先欄のうち納税者欄には、過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税の納付の起因となった関税の納税義務者である当該通知書の送達を受ける者の住所及び氏名（納税義務者が法人等である場合には、その名称）を記載する。</p> <p>(3) 標題の「関税の加算税賦課決定通知書（内国消費税等の加算税賦課決定通知書兼用）」の箇所には、関税法第 8 条第 3 項に規定する再賦課決定を行う場合は、「賦課決定」の文字の前に「(再)」を挿入する。</p> <p>(4) （省略）</p> <p>(5) 通知文なお書中、「納付すべき税額又は還付する金額」の箇所は、処分の内容に応じ、不要の文字を抹消し、「令和 年 月 日」の箇所は、本通知書が発せられる日の翌日から起算して 1 月を経過する日を記載する。なお、本通知書の送達が当該加算税の納付の起因となった関税に係る貨物の輸入の日（輸入の許可がある場合には当該輸入許可の日）以後に行われる場合には、当該箇所に続く最初の括弧書を抹消する。 また、再賦課決定において、納付すべき税額がない場合は、「納付すべき税額は、令和 年 月 日（ただし、別紙の貨物の輸入の許可の日がこの日の翌日以後となる場合は輸入の許可の日）（納期限）までに、同封の納付書により納付して下さい。」の部分の抹消する。</p> <p>(6)・(7) （省略）</p> <p>(8) 通知書の記の表の各欄の記載要領は、次による。 イ 「輸入申告書の番号及び輸入申告の年月日並びに品名」欄には、括弧内に順次番号を付した上、本賦課決定の起因となった関税を課され</p>	<p style="text-align: center;">II 記載要領及び留意事項</p> <p style="text-align: center;">関税法関係</p> <p>関税の加算税賦課決定通知書（内国消費税等の加算税賦課決定通知書兼用） （C-1045）</p> <p>（同左）</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 通知書左上の<u>あて先欄</u>のうち納税者欄には、過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税の納付の起因となった関税の納税義務者である当該通知書の送達を受ける者の住所及び氏名（納税義務者が法人等である場合には、その名称）を記載する。</p> <p>(3) 標題の「関税の加算税賦課決定通知書（内国消費税等の加算税賦課決定通知書兼用）」の箇所には、関税法第 8 条第 3 項<u>《加算税の再賦課決定》</u>に規定する再賦課決定を行う場合は、「賦課決定」の文字の前に「(再)」を挿入する。</p> <p>(4) （同左）</p> <p>(5) （同左）</p> <p>また、再賦課決定において、納付すべき税額がない場合は、「納付すべき税額は、令和 年 月 日（ただし、<u>下記の</u>貨物の輸入の許可の日がこの日の翌日以後となる場合は輸入の許可の日）（納期限）までに、同封の納付書により納付して下さい。」の部分の抹消する。</p> <p>(6)・(7) （同左）</p> <p>(8) （同左） イ 「輸入申告書の番号及び輸入申告の年月日並びに品名」欄には、括弧内に順次番号を付した<u>う</u>え、本賦課決定の起因となった関税を課さ</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>る貨物の輸入申告書の番号及び輸入申告年月日並びに品名を記載する。この場合において、当該貨物が特例申告された貨物である場合には、当該欄中「輸入申告書の番号及び輸入申告の年月日」を「特例申告書の番号及び特例申告の年月日」と訂正の上、必要事項を記載する。なお、当該貨物に複数の品目がある場合には代表的な品名に「等」を付して記載する。</p> <p>また、当該貨物について納税申告が行われていない場合には、同欄には本賦課決定の起因となった関税法第7条の16第2項に規定する決定に係る通知書の番号及び通知年月日並びに当該決定に係る貨物の品名を記載する。</p> <p>ロ （省略）</p> <p>ハ 「<u>加算税の種類、率</u>」欄の記載については、以下による。この際、<u>加算税の種類により「加算税の種類、率」欄中、不要の文字を抹消するとともに、括弧内に適用する税率を記載する。</u></p> <p>(イ) <u>過少申告加算税の賦課決定を行う場合</u></p> <p>i <u>関税法第12条の2第1項の規定による過少申告加算税（10%又は5%）については、「過少・無申告加算税（%）」の行に対応する各欄（「加算税の計算の基礎となる本税額①」欄及び「加算税の額⑥」欄）に対応する事項を記載する。</u></p> <p>ii <u>関税法第12条の2第2項の規定による過少申告加算税の加算（5%）については、「過少・無申告加算税（加算分）（%）」の行に対応する各欄（「加算税の計算の基礎となる本税額②」欄及び「加算税の額⑦」欄）に対応する事項を記載する。</u></p> <p>iii <u>関税法第12条の2第3項の規定による過少申告加算税の控除（△5%）については、「過少・無申告加算税（控除分）（%）」の行に対応する各欄（「加算税の計算の基礎となる本税額③」欄及び「加算税の額⑧」欄）に対応する事項を記載する。</u></p> <p>(ロ) <u>無申告加算税の賦課決定を行う場合</u></p> <p>i <u>関税法第12条の3第1項の規定による無申告加算税（15%又は10%）については、「過少・無申告加算税（%）」の行に対応する各欄（「①」及び「⑥」欄）に対応する事項を記載する。</u></p> <p>ii <u>関税法第12条の3第2項の規定による無申告加算税の加算（5</u></p>	<p>れる貨物の輸入申告書の番号及び輸入申告年月日並びに品名を記載する。この場合において、当該貨物が特例申告された貨物である場合には、当該欄中「輸入申告書の番号及び輸入申告の年月日」を「特例申告書の番号及び特例申告の年月日」と訂正の<u>う</u>え、必要事項を記載する。なお、当該貨物に複数の品目がある場合には代表的な品名に「等」を付して記載する。</p> <p>（同左）</p> <p>ロ （同左）</p> <p>ハ 「<u>加算税の種類、率</u>」欄の「<u>過少・無申告加算税（%）」の行に対応する各欄（「加算税の計算の基礎となる本税額①」欄及び「加算税の額④」欄）には、関税法第12条の2第1項に規定する過少申告加算税又は同法第12条の3第1項若しくは第5項に規定する無申告加算税のいずれかに対応する事項を記入する。この際、加算税の種類により「加算税の種類、率」欄中、不要の文字を抹消するとともに、括弧内に適用する税率を記載する。</u></p> <p><u>「加算税の種類、率」欄の「過少・無申告加算税（加算分）（ ））」の行に対応する各欄（「加算税の計算の基礎となる本税額②」欄及び「加算税の額⑤」欄）には、関税法第12条の2第2項に規定する過少申告加算税（加算分）又は同法第12条の3第2項若しくは第3項に規定する無申告加算税（加算分）に対応する事項を記入する。なお、同法第12条の3第2項及び第3項の規定の適用がある場合は、加算税の率を「（5%+10%）」と記載する。また、同項の適用がない場合には、「②」及び「⑤」欄は一括して斜線で抹消する。</u></p> <p><u>「加算税の種類、率」欄の「重加算税（ ））」の行に対応する各欄（「加算税の計算の基礎となる本税額③」欄及び「加算税の額⑥」欄）には、関税法第12条の4第1項若しくは第2項に規定する重加算税又は同条第3項に規定する重加算税（加算分）のいずれかに対応する事項を記入する。なお、同法第12条の4第1項及び第3項の規定の適用がある場合は、加算税の率を「（35%+10%）」と記載する。ま</u></p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>%) については、「過少・無申告加算税（加算分）（ %）」の行に対応する各欄（「②」及び「⑦」欄）に対応する事項を記載する。</p> <p>iii <u>関税法第12条の3第3項の規定による無申告加算税については、同項第1号に掲げる税額分（15%又は10%）を「過少・無申告加算税（ %）」の行に対応する各欄（「①」及び「⑥」欄）に、同項第2号に掲げる税額分（20%又は15%）を「過少・無申告加算税（加算分）（ %）」の行に対応する各欄（「②」及び「⑦」欄）に、同項第3号に掲げる税額分（30%又は25%）を「過少・無申告加算税（控除分）（ %）」の行に対応する各欄（「③」及び「⑧」欄）に、それぞれ対応する事項を記載する（この際、「（加算分）」「（控除分）」の文字は抹消する。）。</u></p> <p>iv <u>関税法第12条の3第4項の規定（加算10%）の適用がある場合には、i からiiiまでに係る「加算税の種類、率」欄中の括弧内の無申告加算税の税率を「(n%+10%)」のように記載する。</u></p> <p>v <u>関税法第12条の3第6項の規定による無申告加算税（5%）については、「過少・無申告加算税（ %）」の行に対応する各欄（「①」及び「⑥」欄）に対応する事項を記載する。</u></p> <p>(ハ) <u>重加算税の賦課決定を行う場合</u></p> <p>i <u>関税法第12条の4第1項又は第2項の規定による重加算税（35%又は40%）については、「重加算税（ %）」の行に対応する各欄（「加算税の計算の基礎となる本税額④」及び「加算税の額⑨」欄）に対応する事項を記載する。</u></p> <p>ii <u>関税法第12条の4第3項の規定による重加算税の加算（10%）については、「重加算税（加算分）（ %）」の行に対応する各欄（「加算税の計算の基礎となる本税額⑤」及び「加算税の額⑩」欄）に対応する事項を記載する。</u></p> <p>iii <u>関税法第12条の4第4項の規定（加算10%）の適用がある場合には、i に係る「加算税の種類、率」欄中の括弧内の重加算税の税率を「(n%+10%)」のように記載する。</u></p> <p>ニ 「加算税の計算の基礎となる本税額（既確定本税額）」欄の各欄には、各加算税の計算の基礎となる本税額について、それぞれ関税法第12条の2第6項、第12条の3第8項又は第12条の4第5項の規定によ</p>	<p><u>た、同項の適用がない場合には、「③」、「⑥」、「⑧」及び「⑩」欄を、過少申告加算税又は無申告加算税のいずれも適用がない場合には、「①」、「②」、「④」、「⑤」、「⑦」及び「⑨」欄を一括して抹消する。</u></p> <p>ニ 「加算税の計算の基礎となる本税額（既確定本税額）」欄の各欄には、各加算税の計算の基礎となる本税額について、それぞれ関税法第12条の2第5項、第12条の3第7項又は第12条の4第4項の規定によ</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>り端数計算を行った後の金額を記載する。</p> <p>なお、関税法第 8 条第 3 項の規定に基づく再賦課決定により加算税を減額する場合には、変更しようとする加算税の賦課決定において既に確定している加算税の計算の基礎となる本税額（既確定本税額）を「①」から「⑤」までの欄の下部の括弧内に併せて記載する。</p> <p>また、「①」から「⑤」までの欄のうち使用しないものは、「⑥」から「⑩」までの欄とともに一括して斜線で抹消する。</p> <p>ホ 「加算税の額」欄（「⑥」から「⑩」までの欄）には、「①」から「⑤」までの欄に記載した金額にそれぞれの加算税の率を乗じて得た金額を記載する。この場合において、各欄には、関税法第 12 条の 2 第 6 項、第 12 条の 3 第 8 項又は第 12 条の 4 第 5 項の規定による端数計算を行うことなくそのまま算出金額を記載する。</p> <p>また、「⑥」から「⑩」までの欄中の括弧（「①× %」）から「⑤× %」まで）内の余白には、加算税の種類により、適用する税率を記載する。</p> <p>さらに、「⑥」から「⑩」までの欄のうち使用しないものは、「①」から「⑤」までの欄とともに一括して斜線で抹消する。</p> <p>へ 「既確定加算税額」欄（「⑪」又は「⑫」欄）には、関税法第 8 条第 3 項の規定に基づき加算税の賦課決定の減額の変更の賦課決定を行う場合において、変更しようとする加算税の賦課決定により既に確定している加算税額を記載する。なお、同条第 2 項の規定に基づき賦課決定を行う場合には、同欄は斜線で抹消する。</p> <p>ト 「この通知により納付すべき（減少する）加算税の額」欄の「過少・無申告加算税（ %）」の行（「⑬」欄）には、「⑥」から「⑧」までの欄に記載した金額の合計額について関税法第 12 条の 2 第 6 項又は第 12 条の 3 第 8 項の規定により端数処理を行った後の金額と「⑪」欄に掲げた金額との差額を記載する。また、「この通知により納付すべき（減少する）加算税の額」欄の「重加算税（ %）」の行（「⑭」欄）には、「⑨」及び「⑩」欄に記載した金額の合計額について関税法第 12 条の 4 第 5 項の規定により端数処理を行った後の金額と「⑫」欄に掲げた金額との差額を記載する。この場合において、「⑥」から「⑧」までの欄に記載した金額の合計額又は「⑨」及び「⑩」欄に記</p>	<p>り端数計算を行った後の金額を記載する。</p> <p>なお、関税法第 8 条第 3 項の規定に基づく再賦課決定により加算税を減額する場合には、変更しようとする加算税の賦課決定において既に確定している加算税の計算の基礎となる本税額（既確定本税額）を「①」、「②」及び「③」欄下部の括弧内に併せて記載する。</p> <p>ホ 「加算税の額」欄（「④」、「⑤」又は「⑥」欄）には、「①」、「②」又は「③」欄に記載した金額にそれぞれの加算税の率を乗じて得た金額を記載する。この場合において、各欄には、関税法第 12 条の 2 第 5 項、第 12 条の 3 第 7 項又は第 12 条の 4 第 4 項の規定による端数計算を行うことなくそのまま算出金額を記載する。</p> <p>また、「加算税の額④」欄中括弧（「①× %」）内及び「加算税の額⑥」欄中括弧（「③× %」）内の余白には、加算税の種類により、適用する税率を記載する。</p> <p>へ 「既確定加算税額」欄（「⑦」又は「⑧」欄）には、関税法第 8 条第 3 項の規定に基づき加算税の賦課決定の減額の変更の賦課決定を行う場合において、変更しようとする加算税の賦課決定により既に確定している加算税額を記載する。なお、同条第 2 項の規定に基づき賦課決定を行う場合には、同欄は斜線で抹消する。</p> <p>ト 「この通知により納付すべき（減少する）加算税の額」欄の「過少・無申告加算税（ %）」の行（「⑨」欄）には、「④」欄に記載した金額又は「④」及び「⑤」欄に記載した金額の合計額について関税法第 12 条の 2 第 5 項又は第 12 条の 3 第 7 項の規定により端数処理を行った後の金額と「⑦」欄に掲げた金額との差額を記載する。また、「この通知により納付すべき（減少する）加算税の額」欄の「重加算税（ %）」の行（「⑩」欄）には、「⑥」欄に記載した金額について関税法第 12 条の 4 第 4 項の規定により端数処理を行った後の金額と「⑧」欄に掲げた金額との差額を記載する。この場合において、「④」欄に記載した金額若しくは「④」及び「⑤」欄に記載した金額の合計額</p>

